

LEGAL QUEST 『民法Ⅲ 債権総論』正誤

2022年12月

(17908-0)

本書第1刷につきまして、誤り、欠落がありました。お詫び申し上げますとともに、修正いたします。修正前と修正後の内容は、以下の通りです。

● 4頁7～9行目

【誤】

を原則として認めつつ(466条)、債権の性質がこれを許されない場合に譲渡が認められないものとした。当事者が譲渡禁止または譲渡制限の特約を定めても、債権の譲渡性は妨げられない(466条の2)。

【正】

を原則として認めつつ(466条1項本文)、債権の性質がこれを許さない場合に譲渡が認められないものとした(同ただし書)。当事者が譲渡禁止または譲渡制限の特約を定めても、債権の譲渡性は妨げられない(466条2項)。

● 25頁下から3～2行目

「中等以下の品質のものでも、中等以上の品質のものでも、同様である。」は「中等に達しない品質のものであればもちろん、中等を超える品質のものであっても、そうである。」に改める。

● 36頁3行目

「しかし、一方で、金銭消費貸借に」は「しかし、金銭消費貸借に」に改める。

● 113頁15行目

「(509条ただし書)」は「(509条柱書ただし書)」の誤り。

● 159頁15行目

「当該履行遅滞は履行不能」は、「遅滞することは履行不能と同じ」に改める。

● 171頁4～5行目

【誤】

務の性質がこれを許さない場合を除いて、原則として認められるが、それゆえに債務者は履行補助者のなした不履行に対して、責任を負うことになる。

【正】

物の性質がこれを許さない場合や特約で禁止した場合を除き，原則として認められるが，それゆえに債務者は履行補助者のなした不履行に対し責任を負う。

● 171 頁 16 行目

「そのこと自体」は「その使用自体」に修正する。

● 179 頁 9～21 行目（下線を引いた「履行遅滞後に」の一文の位置を 8 行上に移動する）

【誤】

昭和 28・12・18 民集 7 卷 12 号 1446 頁）。

履行不能の場合，本来の給付は不能であるため，債権者は，履行に代わる損
〔中略〕

である（最判昭和 30・1・21 民集 9 卷 1 号 22 頁）。履行遅滞後に目的物が引き渡されたが，遅滞中に価格が下落し買入価格との差額である転売価格が減少した場合は，特段の事情のない限り，損害額は履行期と引渡時との市価の差額である（最判昭和 36・4・28 民集 15 卷 4 号 1105 頁，最判昭和 36・12・8 民集 15 卷 11 号 2706 頁）。目的物を債務者が不法に処分した結果，履行不能となったときの損害賠

【正】

昭和 28・12・18 民集 7 卷 12 号 1446 頁）。履行遅滞後に目的物が引き渡されたが，遅滞中に価格が下落し買入価格との差額である転売価格が減少した場合は，特段の事情のない限り，損害額は履行期と引渡時との市価の差額である（最判昭和 36・4・28 民集 15 卷 4 号 1105 頁，最判昭和 36・12・8 民集 15 卷 11 号 2706 頁）。

履行不能の場合，本来の給付は不能であるため，債権者は，履行に代わる損
〔中略〕

である（最判昭和 30・1・21 民集 9 卷 1 号 22 頁）。目的物を債務者が不法に処分した結果，履行不能となったときの損害賠

● 180 頁 3 行目

「の損害，」は「の損害は，」の誤り。

● 180 頁 5 行目

「義務違反なものであれば，」は「義務違反があれば，」の誤り。

● 232 頁 14 行目

「469 条 2 項ただし書」は「469 条 2 項柱書ただし書」の誤り。

● 255 頁 5 行目

「②」を削除する。

● 268 頁 5 行目

「前者は、」は「手続の簡易さから見ると、」に改める。

● 268 頁 6 行目

「後者は、」は「転付命令は、」の、「前提に執行裁判所」は「前提に、執行裁判所」に改める。

● 268 頁 8 行目

「後者について」は「無資力リスクの回避について」に改める。

● 268 頁 11 行目

「判断によるのであって、この結果」は「判断によるということの帰結」に改める。

● 298 頁 17～18 行目

「代物弁済それ自体はここにいる非義務的行為ではない」は「前述の通り、代物弁済は「義務的行為」に含まれる」に改める。

● 343 頁 21～25 行目

【誤】

主体とはならず、また、D も A との関係では債務は消滅したとみなされるわけであるから、D は、甲自動車の A に係る利益の帰属割合額たる 100 万円につき、A に対して償還を求めることができる。同様の理屈から、A が D に対して（債務の）免除をしたとすれば、BC はなお D に対して甲自動車の引渡請求をすることができ、D は A に対して 100 万円の償還を求めることができる。

【正】

主体とはならず、D も A との関係では債務は消滅したとみなされるから、D は、甲自動車の A に係る利益の帰属割合額たる 100 万円（または共有持分の 3 分の 1）につき、BC に対して償還を求めることができる。同じ理屈から、A が

D に対して（債務の）免除をすれば，BC はなお D に対して甲自動車の引渡請求ができ，D は BC に対して 同様の償還 を求めることができる。

● 376 頁 16 行目

「負担部分を超えて（）」は「負担部分を超える額の（）」に改める。

● 376 頁 18 行目

「対しても求償」は「対しても，その超過額につき求償」に改める。

● 376 頁 19 行目，23 行目および 377 頁 5～6 行目

「負担部分を超える弁済」は「負担部分を超える額の弁済」に改める。

● 376 頁 30 行目

「これを超える弁済」は「これを超える額の弁済」に改める。

● 391 頁 15 行目

「でなる」は「である」の誤り。

● 394 頁 5 行目

「適用除外もない。」の後に以下を加える。

「なお，本条に限っては，主たる債務も事業性を帯びていればよく，貸金債務を含んでいる必要はない（465 条の 10 第 1 項柱書）。」